

金融機能再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月8日
瑞浪商工信用組合
金融整理管財人

I はじめに

瑞浪商工信用組合は、平成12年12月8日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し、「瑞浪商工信用組合の業務及び財産の状況に照らし預金等の支払いを停止するおそれがある」旨の申し出を行い、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、瑞浪商工信用組合がかかるとの事態に立ち至った経緯等について調査し、内閣総理大臣に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成13年5月16日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った瑞浪商工信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、瑞浪商工信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名とで構成する内部調査委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及の為に慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じ、瑞浪商工信用組合の旧経営陣に対し具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案があるかどうか慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、現在迄にそうした事案を発見するには至っておりません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

余資運用については、先ず第1に、瑞浪商工信用組合の破綻を表面化させた額面1億円の私募外債であるプリンス債の購入や、額面3億円の日本国土開発債の無担保社

債の購入等に代表される余資運用について、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、次に、これらの購入を決定した背景を明らかにするために当時の瑞浪商工信用組合の実態的な財政状況の調査を行い、上記以外の余資運用についても調査の上、違法性の有無の検討を行うこととしました。

次に個別融資案件については、貸出金額を基準に抽出した不良債権を中心に、その融資行為に損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、それ以外にも、他行からの肩代わりと見られる融資案件や役員または役員の親族企業への融資といったものの有無、もしあれば、そうした融資の状況がどうなっているか等、償却済み債権をも含めた網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうかを調査、検討することとしました。

2 調査結果

(1) 余資運用に関する調査結果

余資運用については、瑞浪商工信用組合の破綻発表の相当以前から既に相当多額の損失が発生しており、これをどのように処理するか苦慮していたものと考えられます。そして、こうした損失の解消に加え、貸出金の伸び悩み、収益の落ち込み等に迫られ、収益を重視するあまり、運用に際して当然心がけられなければならない各種リスクに対する十分な配慮を欠いた極めて問題のある運用が行われていたものと判断されます。そして、こうした運用姿勢が最終的には全額デフォルト（債務不履行）で目を引くプリンス頓債の購入や更生計画案で6%配当とされた日本国土開発㈱の無担保社債の購入等につながったものと思われます。

また、瑞浪商工信用組合では平成7年度に有価証券運用基準が制定（その後数回に渡り改定）されていますが、上記したとおり、運用基準が軽視されているばかりか、そもそもその運用基準自体、瑞浪商工信用組合の体力、収益力を十分に考慮して制定されたものとは言い難く、極めて不十分な内容の基準と言わざるを得ません。

(2) 不良債権を発生させた融資案件に関する調査結果

融資案件については、融資審査において、総じて債務者や保証人の知名度に依存し、債務者からの申し出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済源資の確認等、一歩踏み込んだ確認がなされておらず、融資にあたっての基本的な管理体制が疎漏し、債務者の業況等の実態把握が不十分であるばかりか、保全面においても担保徴求、担保の評価等に明確な基準がなく、担保の評価の甘さから多額の保全不足が発生しているなど、多くの問題点が見受けられました。また、大口信用供与限度を超過する融資先が存するなどの問題点

も見受けられます。

3 調査結果に基づく検討

(1) 損失を発生させた余資運用について

① プリンストン債について

まず、瑞浪商工信用組合では、平成7年度に有価証券運用基準が制定（その後数回に渡り改定）されていますが、プリンストン債の購入は、この有価証券運用基準に該当しない私募債です。

ただ、今般のプリンストン債の償還不能は、当初予定されていた投資運用が現実に失敗した結果ではなく、購入の際に説明を受けていた米国の証券会社による分別管理がなされていなかったことなど、プリンストン側の詐欺的行為に原因があるものと考えられます（事実関係については、今後米国での訴訟等により確定されるものと思われます。尚、瑞浪商工信用組合もこのことを理由として平成12年6月1日米国の裁判所に上記米国の証券会社らを相手に損害賠償請求訴訟を提起しております）。

このように、プリンストン債のデフォルトにより瑞浪商工信用組合は大きな損害を被りましたが、そのデフォルトの原因が債権の内容や目論見書等により債権購入時に知り、または知り得べきであった事情ではなく、詐欺という特殊な事情であるとされる以上、仮に上記運用基準の不遵守という事実が存したとしても、その不遵守が直ちに損害の発生（償還不能）に対する具体的な予見可能性に結びつくとは断じることが出来ず、残念ながら現時点で責任追求に踏み切るまでには至りませんでした。

② 日本国土開発㈱の無担保社債について

日本国土開発㈱の無担保社債の購入について、形式的には有価証券運用基準に適合していますが、これが償還不能となった原因は、日本国土開発㈱の経営の失敗です。であれば、その購入当時、既にバブルの崩壊から大手土木建築業社の経営危機が取り沙汰されており、損害の発生（償還不能）への予見可能性が肯定されてもいいのではないかと考えられなくもありません。しかし、損害賠償にはそうした抽象的な予見可能性では足りず、具体的な予見可能性の存在が必要です。こうしたことから考えると、日本国土開発㈱は東証1部上場の著名企業であり、当職らが現時点で把握している事実から、瑞浪商工信用組合が同社の無担保社債を購入した時点において同社の倒産を危惧しなければならないような具体的な事情を確定することは困難であり、残念ながら現時点で責任追求に踏み切るまでには至りませんでした。

③ その他の余資運用について

その他の余資運用の失敗についても、瑞浪商工信用組合の運用が長年に亘り運用に際して当然心がけられるべきリスクの分散についての配慮を欠いた運用行為を行った結果ではありますが、具体的な損害に対する予見可能性の確定といった問題となると、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からは、直ちに損害賠償に結びつくような具体的で明らかな法令違反があるとまでの判断を確定することは困難であり、残念ながら現時点では責任追求に踏み切るまでには至りませんでした。

(2) 不良債権を発生させた融資案件について

平成3年以降の貸出金額を基準に抽出した大口不良債権を中心として、貸出稟議書や付属書類等により融資審査の実態を調査するとともに、保全状況の推移等を調査した結果、融資審査において債務者の業況等の実態把握が不十分で、基本的な審査体制が疎漏し、保全面においても多額の保全不足が発生していることは前述したとおりです。

しかし、このように多くの問題を含んでいるものの、融資金の回収不能といった具体的な損害の発生に対する予見可能性の存否といった問題となると、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、直ちに損害賠償に結びつくような具体的な法令違反があるとまでの判断を確定することは困難であり、残念ながら現時点では責任追求に踏み切るまでには至りませんでした。

(3) 一般的な善管注意義務違反について

上記のとおり、余資運用や個別の融資案件において現時点では直ちに損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反が認められないことから、組合と旧経営陣との間の委任契約（中企法第42条、商法第254条）に基づく一般的な善管注意義務の違反を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかを検討する必要がありますが、これについては、現在、預金保険機構の協力を受け、また㈱整理回収機構と相談をしながら検討しているものの、現時点での調査結果からは結論を出す迄には至っておりません。

瑞浪商工信用組合の旧経営陣に対する責任追及に関しては、上記のとおり様々な調査・検討を行いましたが、現在までの余資運用や個別融資案件に係る調査・検討の結果では直ちに損害賠償に結びつくような具体的な法令違反は認められませんでした。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記したとおり残念ながら現時点において責任追求に踏み切るまでには至りませんでした。今後、㈱整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、㈱整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。

以上